

## 低所得者に対する支援と生活保護制度

問題 63 「生活保護の被保護者調査(令和2年度(月次調査確定値))」(厚生労働省)に示された生活保護の動向に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 保護率(人口百人当)は、16.3%である。
- 2 1か月平均の被保護実人員数は、約20万人である。
- 3 保護の種類別に扶助人員をみると、「医療扶助」が最も多い。
- 4 保護開始世帯の主な理由別構成割合をみると、「貯金等の減少・喪失」が最も多い。
- 5 保護廃止世帯の主な理由別構成割合をみると、「働きによる収入の増加・取得・働き手の転入」が最も多い。

問題 64 現行の生活保護法に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 生活保護は、日本国憲法第21条が規定する理念に基づいて行われる。
- 2 生活保護が目的とする自立とは、経済的自立のみを指している。
- 3 能力に応じて勤労に励み、支出の節約を図り、生活の維持及び向上に努めなければ、保護を申請できない。
- 4 補足性の原理によって、扶養義務者のいる者は保護の受給資格を欠くとされている。
- 5 保護の基準は、保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、これを超えないものでなければならない。

**問題 65** 生活保護の種類と内容に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 生業扶助には、高等学校等就学費が含まれる。
- 2 生活扶助は、衣食住その他日常生活の需要を満たすために必要なものを給付する。
- 3 教育扶助は、原則として現物給付によって行うものとする。
- 4 介護扶助は、原則として金銭給付によって行うものとする。
- 5 葬祭扶助は、原則として現物給付によって行うものとする。

**問題 66** 生活扶助基準の設定方式に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

- 1 標準生計費方式とは、現行の生活保護法の下で、栄養審議会の答申に基づく栄養所要量を満たし得る食品を理論的に積み上げて最低生活費を計算する方式である。
- 2 マーケット・バスケット方式とは、最低生活を営むために必要な個々の費目を一つひとつ積み上げて最低生活費を算出する方式である。
- 3 エンゲル方式とは、旧生活保護法の下で、経済安定本部が定めた世帯人員別の標準生計費を基に算出し、生活扶助基準とした方式である。
- 4 格差縮小方式とは、一般国民の消費水準の伸び率を超えない範囲で生活扶助基準を引き上げる方式である。
- 5 水準均衡方式とは、最低生活の水準を絶対的なものとして設定する方式である。

**問題 67** 生活困窮者自立支援法に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

- 1 生活困窮者自立相談支援事業は、委託することができないとされている。
- 2 生活困窮者自立相談支援事業と生活困窮者家計改善支援事業は、必須事業である。
- 3 子どもの学習・生活支援事業は、全ての都道府県、市町村に実施の責務がある。
- 4 生活困窮者一時生活支援事業は、生活困窮者に対し、生活に必要な資金の貸付けのあっせんを行うものである。
- 5 生活困窮者就労準備支援事業は、雇用による就業が著しく困難な生活困窮者に対し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うものである。

**問題 68** 生活福祉資金貸付制度に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

- 1 貸付対象世帯は、高齢者世帯、傷病者・障害者世帯、ひとり親世帯とされている。
- 2 日本に居住する低所得の外国人世帯は、貸付対象から除外されている。
- 3 緊急小口資金の貸付金の利率は年1.5%である。
- 4 資金の種類は、総合支援資金、緊急小口資金、教育支援資金の3種類である。
- 5 複数の種類の資金を同時に貸し付けることができる。

**問題 69** 事例を読んで、N市の生活困窮者を対象とした自立相談支援機関の相談支援員(社会福祉士)による、Cさんへの支援に関する次の記述のうち、適切なものを2つ選びなさい。

[事例]

Cさん(40歳)は、派遣社員として働いていたが、雇用契約期間が満了して、P市にあった会社の寮から退去した。その後、N市にあるインターネットカフェで寝泊まりをしていたが、なかなか次の仕事が見付からず、所持金も少なくなって不安になり、N市の自立相談支援機関を探して来所した。

- 1 最後の居住地であったP市に対して、生活保護を申請することを勧める。
- 2 生活福祉資金貸付制度の緊急小口資金の利用を勧める。
- 3 住居を見付け、生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金を利用することを勧める。
- 4 居住地がないため、直ちに救護施設に入所できると判断し、施設に直接連絡をして利用を申請する。
- 5 当面の住まいを確保するため、社会福祉法に基づく無料低額宿泊所への入所を自治体に申請するよう提案する。